

救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の現状について

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
救急・周産期等医療対策室

ドクターヘリとは

救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。（ドクターヘリ導入促進事業：救急医療対策事業実施要綱）

ドクターヘリの運航



一般的な速度と対応範囲

時速 230～260km

カバー範囲 50～75km

ドクターヘリの内部



一般的な搭乗体制

前方に操縦士 1 名、整備士 1 名が搭乗
後方に医師 1 名、看護師 1 名、
患者 1 名、家族 1 名が搭乗

ドクターヘリの歴史

～1999年

1995

- ・ 阪神・淡路大震災発生
→ドクターヘリ導入のきっかけに

1998

- ・ 静岡県消防防災ヘリで医師同乗搬送実施

1999

- ・ ドクターヘリ調査検討委員会設置
- ・ 厚生省ドクターヘリ試行的事業開始

2000～2010年

2001

- ・ ドクターヘリ導入促進事業（救急医療対策実施要綱に追記）
- ・ 入札に係るガイドラインを発出

2007

- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法成立

2008

- ・ ドクターヘリ推進議員連盟発足
- ・ 医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会
 - －ドクターヘリを取り巻く現状
 - －助成金交付事業に関する制度のあり方
 - －ドクターヘリの配備のあり方
 - －ドクターヘリの運用のあり方

2011年～

2011

- ・ 東日本大震災で18機出動

2013

- ・ 救急医療体制等のあり方に関する検討会
 - －救急患者の搬送等について

2015

- ・ 防災基本計画にドクターヘリ記載

2016

- ・ 熊本地震で災害時ドクヘリ出動指針実施
- ・ 大規模災害時運用体制構築指針発出

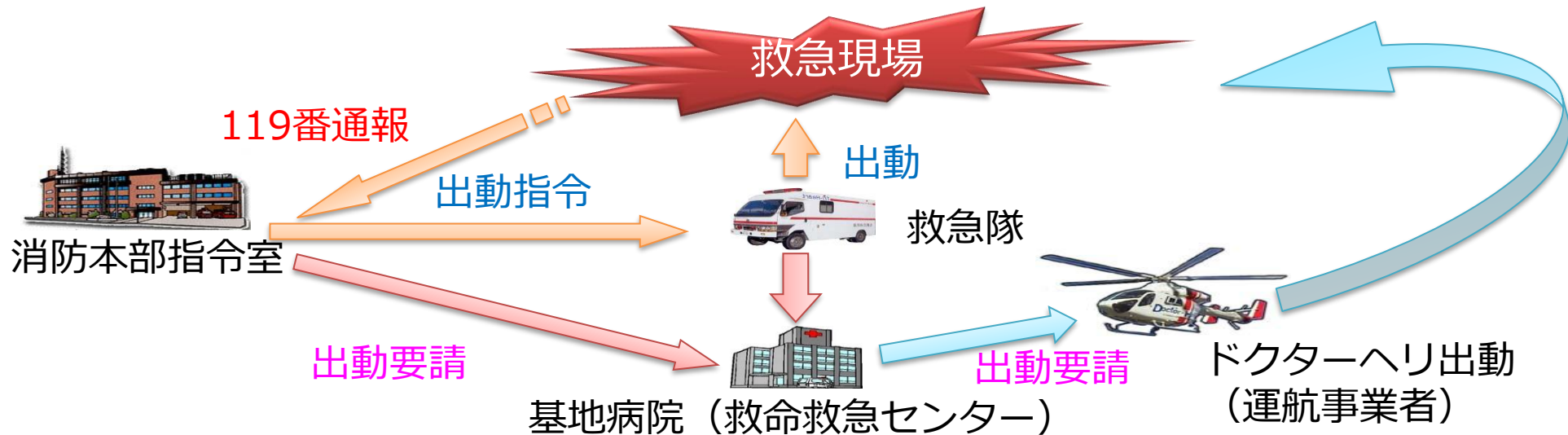
2017

- ・ 操縦士乗務要件緩和

2022

- ・ 京都府を除く全都道府県で導入実現

ドクターヘリの出動要請の流れ・運航調整委員会



○各都道府県におけるドクターヘリの運航の在り方については、都道府県等に設置されている「運航調整委員会」において検討・決定することとされている。

(参考1) 救急医療対策事業実施要綱

第6 ドクターヘリ導入促進事業

3. 運営方針

(1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社、ドクターヘリ基地病院及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。

(参考2) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）

（関係者の連携に関する措置）

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院（※）の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講じるものとする。

一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院（※）に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準

二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院（※）との連絡体制に関する基準

（※）救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院

ドクターヘリクルーの役割

平成30年3月
ドクターヘリの安全な運用・
運航のための基準

		主な役割	安全管理上の責務
運航クルー (委託事業者所属)	操縦士	- 機体の運航 - 飛行可否判断 - 飛行計画に基づく安全運航 - 搬送先までの飛行継続可否判断	- 飛行の最終決定権を有する - 気象・航空情報の収集 - 離着陸地点の安全確認 - 運航クルー、医療クルーへの安全情報提供
	整備士	- 機体および装備品の維持整備 - 出動前後点検 - 飛行中の操縦士補佐 - ナビゲーション、通信支援	- 飛行前および飛行後の点検 - 地上および機体周辺の安全確保 - 乗降時の誘導 - 飛行中の見張りおよび安全監視
	CS (Communication Specialist)	- 運航管理 - 出動要請受付 - 運航クルー、医療クルーへの出動指示の伝達 - 関係機関との調整	- 気象情報、航空情報の収集 - フライトプラン提出・管理 - 運航監視 - 消防、病院、航空管制との連携調整
医療クルー (医療機関所属)	医師 (フライトドクター)	- 現場および搬送中診療 - 傷病者評価 - 搬送先医療機関決定 - 救急隊へのメディカルコントロール	- 医療活動全体の統括 - 機内安全手順遵守 - 患者病態に応じた飛行高度等の要望 - 搬送中の医療安全確保
	看護師 (フライトナース)	- 現場および搬送中看護 - 診療補助 - 医療資器材管理 - 搬送先への申し送り	- 医療機器の点検管理 - 患者固定、搬送時安全確保 - 感染管理 - 医療関連インシデント防止

ドクターヘリの目的

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 (平成19年法律第103号)

第1条（目的）

この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が**傷病者の救命、後遺症の軽減等**に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

ドクターヘリ導入促進事業（救急医療対策実施要綱）

1. この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）の趣旨に基づき、救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送態勢の向上及びドクターヘリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

拡充 ドクターヘリ導入促進事業

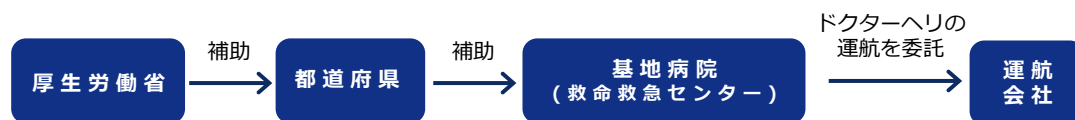
令和8年度当初予算額 100億円 (99億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県 (基地病院 (救命救急センター))
- ◆補助率：1/2
- ◆補助基準額 (令和7年度)：8区分
3.59億円 (飛行時間350時間以上)
3.49億円 (飛行時間300以上350時間未満) ~ 2.99億円 (飛行時間50以上100時間未満)
2.89億円 (飛行時間50時間未満)
- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額：
令和6年度の運航経費の実績に基づき令和8年度の見直しを実施

5 事業実績

- 46都道府県57機にて事業を実施 (令和7年度実績)
- ※ 京都府は関西広域連合として一体的に運用

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)

① 施策の目的

- ・地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制を確保するため、ヘリの機体の調達・整備、資機材の調達、整備士等の確保等に係る費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・施策のスキーム



- ・実施主体:都道府県(基地病院(救命救急センター))
- ・補助率:1／2
- ・負担割合:国1／2、都道府県1／2



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ドクターヘリによる搬送の安全性や質の確保を図ることが出来る。

ドクターヘリの運航経費

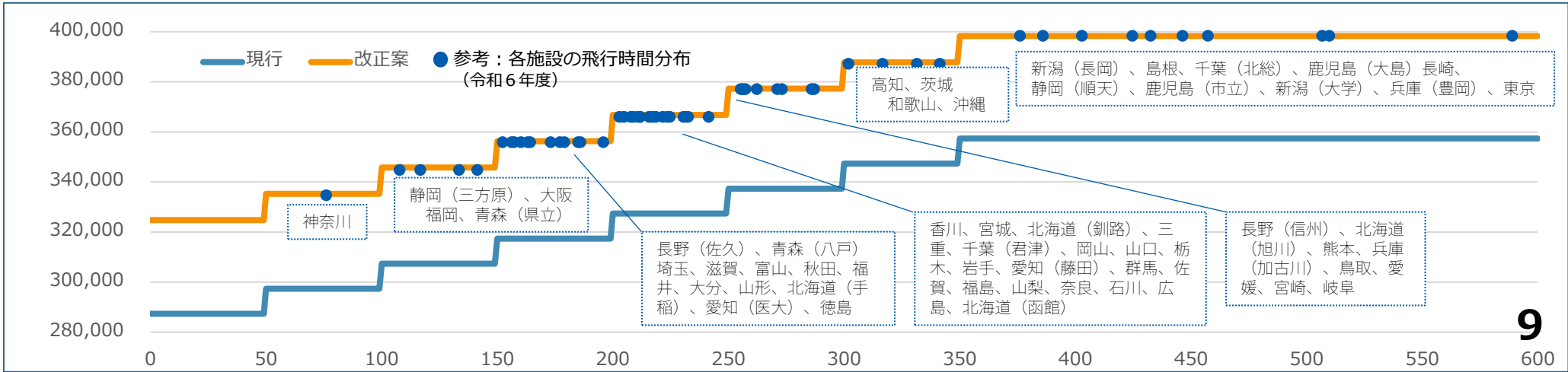
	項目	内容
1	固定費	A～Dの計
A	運航人件費	・ 運航に係る操縦士、整備士、CSの総人件費（時間外、社会保険料等を含む総額） ・ クルー養成費（限定変更訓練、シミュレータ訓練、OJT費用等含む）
B	機材費	・ 機材費は20年運用として以下計上。 ①新規購入機の償却費、②ENG/TGB他主要装備品のEXC費用、③予備部品 ・ 航空保険料は機体保険（新規購入額に対する保険料）、包括賠償保険、搭乗者傷害保険、搜索救助保険、EMS特約 ・ 償却資産税は機材費に係る償却資産税、EXCによる追加費用も対象 ・ 支払利息は機材費の借入利息、リース機の場合は利息相当金額
C	現場経費	・ 出張旅費、交通費 ・ 車両費 ・ 光熱費 ・ 通信費 ・ その他現場経費(PC、事務用品等)
D	予備機確保費	$(1 + 2 \text{ の合計額}) \times \text{予備機確保係数 (予備機数} \div \text{運航箇所数)}$
2	変動費	a～cの計
a	飛行手当	・ 現場飛行に伴う諸手当（各社設定）
b	燃油費	・ 燃料費（実績単価×250時間） ※輸送費込み
c	整備費	・ 耐空検査、定時点検、軽微な不具合等の整備作業を含む費用 ・ 上項B機材費以外に発生する整備部品費用を含む
3	諸経費	・ 当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なもの（一般管理費等）

令和 8 年度ドクターヘリ導入促進事業における補助基準額

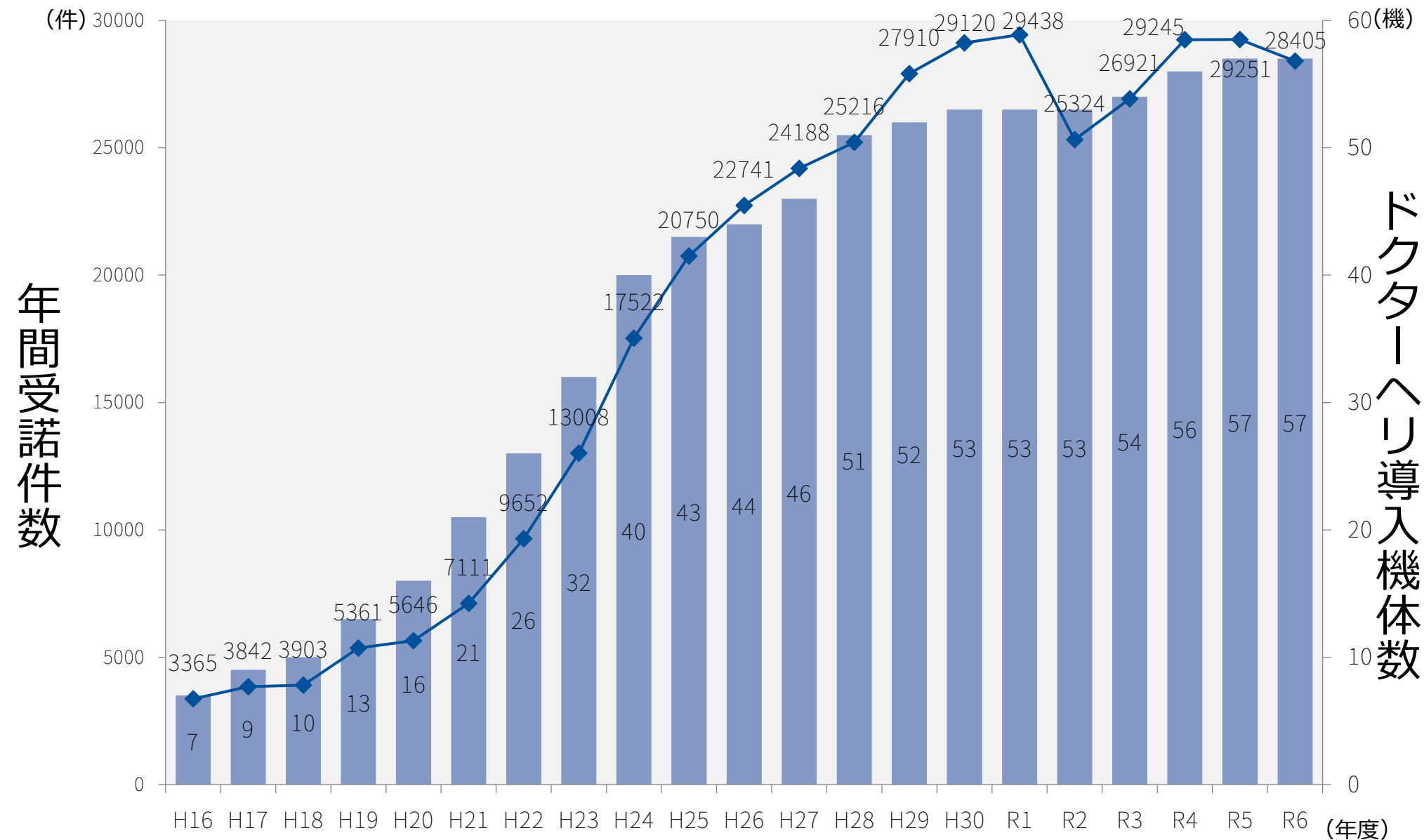
《補助基準額》

令和 8 年度当初予算額：100億円（令和 7 年度予算額：99億円）

区 分	令和 7 年度		令和 8 年度	
	飛行時間		飛行時間	
①ドクターヘリ運航委託経費	50時間以上100時間未満	2.99億円	50時間以上100時間未満	3.35億円
	100時間以上150時間未満	3.09億円	100時間以上150時間未満	3.45億円
	150時間以上200時間未満	3.19億円	150時間以上200時間未満	3.56億円
	200時間以上250時間未満	3.29億円	200時間以上250時間未満	3.66億円
	250時間以上300時間未満	3.39億円	250時間以上300時間未満	3.77億円
	300時間以上350時間未満	3.49億円	300時間以上350時間未満	3.87億円
	350時間以上	3.59億円	350時間以上	3.98億円
②搭乗医師・看護師確保経費		1,700万円		1,700万円
③ドクターヘリ運航連絡調整員確保経費		190万円		190万円
④ドクターヘリレジストリ構築経費		100万円		100万円
⑤ドクターヘリ運航調整委員会経費		350万円		350万円
⑥緊急フロート管理・脱出訓練経費				30万円



ドクターヘリの実績推移



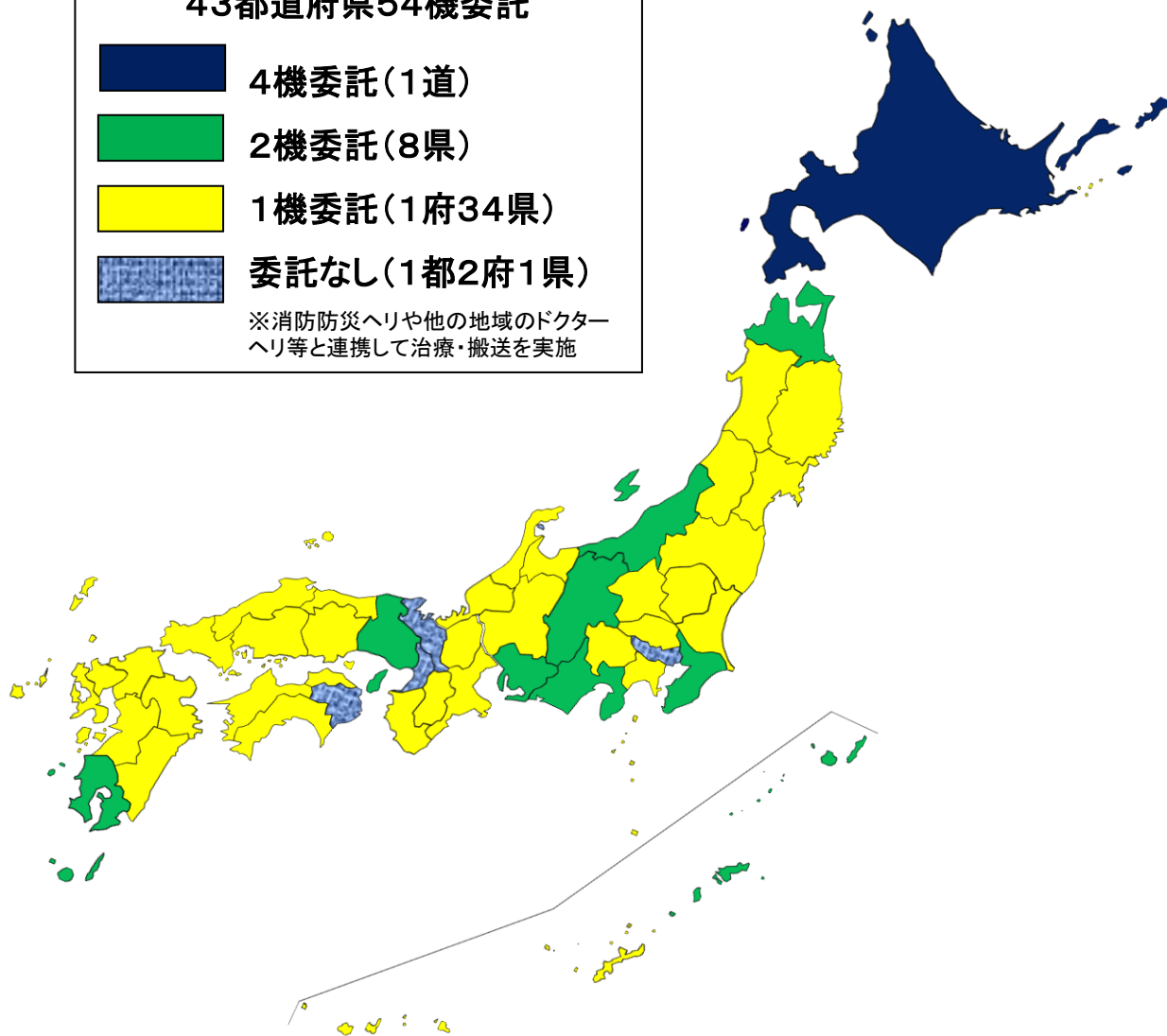
※平成16年～平成30年（地域医療計画課調べ）、令和元年以降（日本航空医療学会調べ）

ドクターヘリの運航委託の状況（令和8年4月）

43都道府県54機委託



※消防防災ヘリや他の地域のドクターヘリ等と連携して治療・搬送を実施



都道府県	基地病院（令和8年3月時点）
北海道	旭川赤十字病院
北海道	市立函館病院
北海道	市立釧路総合病院
北海道	手稲溪仁会病院
青森県	青森県立中央病院
青森県	八戸市立市民病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター・東北大学病院
秋田県	秋田赤十字病院
山形県	山形県立中央病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター・水戸済生会総合病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター
千葉県	国保直営総合病院君津中央病院
千葉県	日本医科大学千葉北総病院
東京都	杏林大学医学部附属病院
神奈川県	東海大学医学部付属病院
新潟県	長岡赤十字病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
石川県	石川県立中央病院
福井県	福井県立病院
山梨県	山梨県立中央病院
長野県	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター
長野県	信州大学医学部附属病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	順天堂大学医学部附属静岡病院
静岡県	聖隷三方原病院
愛知県	愛知医科大学病院
愛知県	藤田医科大学病院
三重県	伊勢赤十字病院・三重大学医学部附属病院
滋賀県	済生会滋賀県病院
大阪府	大阪大学医学部附属病院
兵庫県	公立豊岡病院
兵庫県	兵庫県立加古川医療センター・兵庫県立はりま姫路総合医療センター
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根県立中央病院
岡山県	川崎医科大学附属病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島県立中央病院
愛媛県	愛媛県立中央病院
高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
香川県	香川県立中央病院・香川大学医学部附属病院
福岡県	久留米大学病院
佐賀県	佐賀県医療センター好生館・佐賀大学医学部附属病院
長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
熊本県	熊本赤十字病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島市立病院
鹿児島県	県立大島病院
沖縄県	浦添総合病院

主なドクターヘリ運航事業者の状況（令和7年度）

1.事業者名	2.親会社等	3.運航受託数	4.主な機体メーカーと機種
西日本空輸	九州電力	5機 (福岡、佐賀等)	川崎重工,BK Bell (米国)
エアロ トヨタ	TOYOTA	9機 (旭川、山口等)	川崎重工,BK
セントラルヘリコ プターサービス	川崎重工 エアロトヨタ	5機 (福井、島根等)	川崎重工,BK
中日本航空	名古屋鉄道	16機 (釧路、愛媛等)	エアバス,EC Bell (米国)
東邦航空	川田テクノロジー (建設業)	2機 (新潟、富山)	川崎重工,BK エアバス,EC
四国航空	四国電力	2機 (高知、香川)	川崎重工,BK

1.事業者名	2.親会社等	3.運航受託数	4.主な機体メーカーと機種
ジャネット	学校法人日本航空 学園	1機 (山梨)	エアバス,EC
鹿児島国際 航空	いわさきコーポ レーション株式会 社 (観光・交 通)	4機 (鹿児島、北海道、 沖縄等)	レオナルド (伊),Aw
東北エア サービス	東北電力ネット ワーク	2機 (宮城、山形)	川崎重工,BK
つくば航空	トモエ乳業 (食品)	1機 (長岡)	レオナルド (伊),Aw
本田航空	HONDA	1機 (栃木)	エアバス,EC
ヒラタ学園	関西の学校法人 (航空専門学校)	10機 (関西広域連合、 長崎、東京等)	エアバス,EC 川崎重工,BK

※全日本航空事業連合会 ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会より提供

運航停止となった地域における対応

都道府県	公表されている対応策
東京都	運航停止期間中の対応として、陸路や消防ヘリで迅速に救急搬送できるよう消防機関に協力を依頼したほか、 ドクターカーの運用範囲の拡大 について各救命救急センターに対応を要請している。また、救急患者の搬送先となる都内及び近隣県の救命救急センターに対し、引き続き円滑な患者受入れについて協力いただけるよう依頼。
大阪府	・ 関西広域連合内近隣府県の協力のもと、カバー体制の強化により対応。 ・ 連合内ヘリの出動要請及び消防ヘリ出動要請により対応。
徳島県	学校法人ヒラタ学園に対し、「安定した運航体制の確保」や「同業他社による運航の確保」を強く要請するとともに、運航停止期間中においては、 相互応援協定等に基づくカバー体制 のもと、救急医療体制の確保を図る予定。
奈良県	令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）、当面の間、大阪府ドクターヘリが運航できない状況となったことから、令和8年度に限り、 三重県ドクターヘリの出動範囲を拡大 。
和歌山県	令和11年の運航開始を目指し、 県において機体の確保 を行うことで、運航事業者の負担を軽減。
兵庫県	関西広域連合として、学校法人ヒラタ学園に対し、「安定した運航体制の確保」を強く要請するとともに、運航停止期間中は、3府県ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリ相互のカバー体制や 消防防災ヘリ、ドクターカー及び救急車等の活用 により、救急医療の確保を図っている。 また、整備士の代わりに専門の研修を受けた操縦士を乗せるツーパイロット制の導入に向けて検討中。

※都道府県HP等より

本日も議論いただきたい主な事項

ドクターヘリは平成13年度の本格導入以降、安全確保を最優先としながら独自の安全基準や運航体制を構築し、導入促進事業等を通じて全国の救急医療提供体制の一翼を担う仕組みとして普及してきた。

一方で、昨年度以降、一部地域において運休事案が発生し、ドクターヘリの運航に関する持続可能性・安定性に関する課題が顕在化している。これに対しては、都道府県間の相互応援や共同運用など、各地域において必要な対応が進められているところである。

こうした経緯を踏まえ、

- ・ドクターヘリの安全で持続可能な運航を将来にわたり確保する観点から、運航実態や地域の状況を踏まえた運航体制、運用及び制度・仕組みのあり方について
 - ・地域又は広域におけるドクターヘリ、消防防災ヘリ、ドクターカー、救急車、近隣都道府県のドクターヘリ等の効果的な連携について
- 等をご議論いただきたい。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

近隣ドクターヘリ、消防防災ヘリとの連携・協力の促進（抄）

- 令和8年度に特定の航空事業者が整備士不足を理由にドクターヘリの運航を休止する事案が発生。都道府県に対して運航体制を確保できるよう、あらかじめ検討・調整すること等を求める事務連絡【令和7年9月26日】

※消防庁宛のドクターヘリ運航休止時に各都道府県の関係部署等に対して協力要請があった場合の助言等を求める事務連絡【同日】

今般、当該事業者より整備士が不足することから、ドクターヘリの運航を再び休止する可能性があるとの申し受けました。つきましては、貴部（局）におかれては、当該事業者がドクターヘリの運航を休止した場合に備え、今夏における地域の救急医療及び搬送の状況を確認しつつ、近隣のドクターヘリ等とも連携・協力した搬送体制を確保できるよう、あらかじめ検討・調整していただくようお願い申し上げます。

あわせて、貴都道府県の管内のドクターヘリの運航に係わる医療機関、消防機関、運航会社等に対して、本事務連絡の内容を周知いただき、安全な定常的運航の再確認・徹底・協力を求めているようお願いいたします。

また、近隣都道府県から協力の依頼があった場合には、都道府県域を越えた搬送体制の構築にご協力いただくなど、適切な措置が講じられますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は総務省消防庁に各都道府県の消防関係部署等に対して、各都道府県の衛生部局から救急医療及び搬送体制の確保について協力の要請があった際、適切な措置を講じるように助言等のご協力をお願いする旨、発出しておりますことを申し添えます。

ドクターヘリの運航事業者の確保等（抄）

- 一部の都道府県等において、ドクターヘリの計画運休や次年度の運航事業者の確保が困難となること等が生じている状況を踏まえ、ドクターヘリの運航事業者の確保や運航事業者間の連携等の観点から、予備機及び整備士に関する取扱いについて見直すことを可能とする事務連絡を発出【令和8年3月31日】

1. 予備機に関する事項

運航事業者は、「ドクターヘリ運航委託契約にかかる運航会社の選定指針について」（平成13年指第44号）別添の4に定める「年間を通して間断なく運航することが可能な台数保有すること」に則って、いわゆる予備機の保有等を図っているところであるが、今般の事態等を受けて、新たな運航事業者の参入の促進、地域におけるドクターヘリの安定的な運航の確保又は他の地域におけるドクターヘリの運航事業者の確保等のため、都道府県等が必要と認める場合には、当面の間、現に予備機が確保されていない運航事業者に対しても、救急医療の関係者、関係自治体等と連携・調整の上、委託を行って差し支えないこととする。

3. 留意事項

上記のような取扱いの見直しを行う場合には、運航体制や整備体制の変更について事前に当課に報告するとともに、機体の不具合への対応等の業務の実施状況について随時共有するようお願いする。

2. ドクターヘリに同乗する整備士に関する事項

「ドクターヘリの安全運航のための取組について」（平成30年医政地発0725第3号）別紙1においては、整備士の主な役割は「機体と装備品の維持・整備」、「機体に搭乗して機長を補佐」及び「飛行中はナビゲーションの支援、無線通信を支援」とされており、飛行前・飛行後の点検や飛行間点検を含む機体と装備品の維持・整備、飛行中の地上との通信、ストレッチャーの搬出入等の業務を担うことが想定されている。

ヘリコプターの運航においては、一般に、設計者又は製造者が作成した整備手順書及び運航事業者が認可を受けた整備規程等に則り、整備士に加え操縦士も点検等を実施している例もあることから、ドクターヘリについても、各運航事業者が必要に応じて整備規程等を変更し、操縦士が所要の訓練等を受けることにより、一定の業務を担いうると思われる。また、飛行中の地上との通信、ストレッチャーの搬出入その他の業務についても、必要な研修等を受講することにより操縦士も実施可能と考えられる。

このため、今般の事態等を受けて、新たな運航事業者の参入の促進、地域におけるドクターヘリの安定的な運航の確保又は他の地域におけるドクターヘリの運航事業者の確保等のため、都道府県等が必要と認める場合には、臨時的に必要と認める間、航空法関連法規及び整備規程等との適合並びに安全な運航の確保に十分留意しつつ、救急医療の関係者等と連携・調整の上、整備士に代わって操縦士を同乗者とすることは差し支えないこととする。